

福山市建設工事損失補償事務処理について

(1) 趣旨

福山市発注の建設工事の施工に伴い、通常避けることのできない地盤沈下、振動等による建物等に損害等（以下「工事損失」という。）が発生した場合において適正な処理を図るため、損失補償事務に係る事務処理を定める。

(2) 主な内容

原因調査について

福山市と協力して行うものとする。

補償交渉について

福山市と協力して処理解決に当たるものとする。

応急措置について

福山市から応急措置を講じる必要があると指示された場合、直ちに応急措置を講ずるものとする。

補償費用負担割合について

補償費用の総額が、請負代金額の100分の1に相当する金額以下のときは、請負業者が補償費用の総額を負担するものとする。

特記仕様書について

この要綱に基づく必要な事項に関しては、特記仕様書に記載するものとする。

(3) 実施期日

2006年（平成18年）4月1日